

件 名

令和 3 年度埼玉県指定文化財の指定について

提案理由

埼玉県文化財保護審議会の答申を受けて、埼玉県文化財保護条例第 5 条第 1 項、第 2 6 条第 1 項に基づく指定を行いたいので、審議願います。

概 要

1 新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

種 別	種 類	件 数
民俗文化財	有形民俗文化財	1
有形文化財	古 文 書	1
有形文化財	考 古 資 料	1

2 指定の年月日

令和 4 年 3 月 1 8 日

令和3年度埼玉県指定文化財指定候補一覧

	種別	種類	名称	員数	所有者 (管理者)	所在地
1	民俗 文化財	有形民俗 文化財	よこぜ にんぎょうしばいぶたい 横瀬の人形芝居舞台	一式	若林新一郎	横瀬町大字横瀬 6110番地
2	有形 文化財	古文書	きたづめもんじょ 北爪文書	5点	寄居町 (鉢形城歴史館)	寄居町大字鉢形 2496-2
3	有形 文化財	考古資料	みつわいせきしゆどもっかん 三ツ和遺跡出土木簡 つれたり 附 いどわく 井戸枳 すえきつき 須恵器坏 すえきおよ はじきざんけつ 須恵器及び土師器残欠 もっかん のぞ いどわくほきょうざい 木簡を除く井戸枳補強材	4点 10点 1点 10点 31点	川口市 (川口市立 文化財 センター)	川口市本町 1-17-1

新たに埼玉県指定文化財に指定するもの

1 横瀬の人形芝居舞台（民俗文化財・有形民俗文化財） 秩父郡横瀬町

- ・ 県指定無形民俗文化財「横瀬の人形芝居」は、指人形を操る、一人遣いの人形芝居である。各地に出向き、公演を行ってきたため、舞台は組立て・解体ができる構造となっている。
- ・ 舞台は、本舞台（本手）、本舞台後方に設置する回り舞台、上手に設置する太夫座、下手に設置する下座（囃子町）の四つから構成される。
- ・ 回り舞台は、芯柱を軸として、人力で水平方向に回転させる。形状は正方形で、四面に襖絵や板絵、障子、遠見（背景）を設置し、回転させることで、場面転換する仕組みとなっている。
- ・ 人形芝居舞台に回り舞台が備わる例は全国的にも希少である。
- ・ 芯柱に、秩父祭屋台を手掛けた宮大工・荒木和泉の彫書や墨書が見える。歌舞伎屋台としても展開する秩父祭屋台とは彫刻等の装飾や組立て・解体可能な構造、回り舞台を備えるなど、多くの点で共通している。秩父祭屋台からの強い影響がうかがえ、秩父の芸能文化を支える工匠の技が体現されている。
- ・ 民俗芸能に用いられるもので、ことに地域的特色を示すものであり、県にとって重要と認められる。



横瀬の人形芝居舞台 全体



舞台の組み立て（回り舞台）



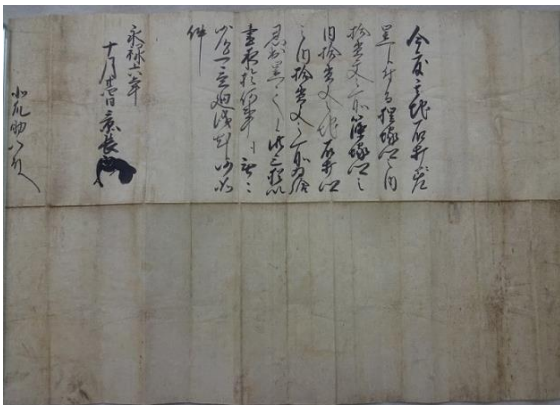
回り舞台の回転

2 北爪文書（有形文化財・古文書）

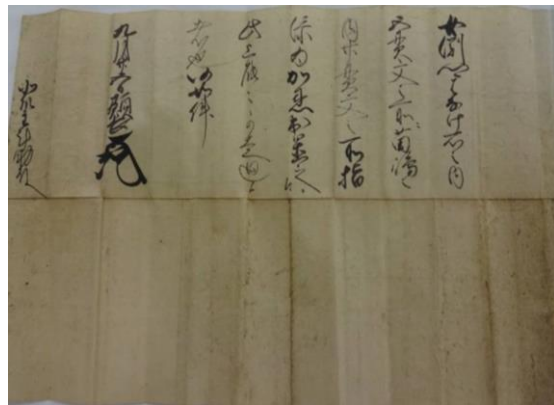
大里郡寄居町

かつて上野^{こうまげ}の在地領主で、はじめ足利長尾氏^{ながお}に、天正期に北条氏に属し、江戸時代に新堀新田（現熊谷市）に移住した北爪家に伝来した下記5点の古文書。平成20年に寄居町に寄贈され、現在は鉢形城歴史館に所蔵されている。

- ①長尾景長判物（永禄6年（1563）、宛先：北爪助八）
 - ②長尾顕長判物（作成年不詳、宛先：北爪主計助）
 - ③北条氏邦感状（天正16年（1588）、宛先：北爪新八郎）
 - ④北条家朱印状（天正17年（1589）、宛先：北爪新八郎）
 - ⑤北条家朱印状（天正17年（1589）、宛先：北爪新八郎）
- ・ ①は助八が、②は主計助^{かずえのすけ}が所領を与えられたり加増されたという内容。
 - ・ ③は新八郎が沼田での合戦で敵1人を討ち取る戦功によって与えられたもの。
 - ・ ④は新八郎に女淵五郷^{おなぶちごごう}の給田を付与することを約束されたもの。
 - ・ ⑤は新八郎に、検地の上、20貫文の所領を与えられたというもの。
 - ・ 北条氏の上野進出を巡り、上野を治めていた長尾氏や関東の在地領主の動向が分かる点が評価できる。
 - ・ 県の歴史上殊に価値が高いものと認められる。



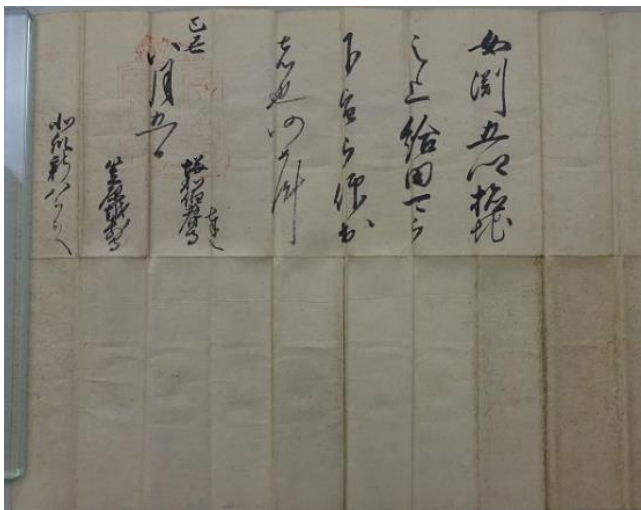
①長尾景長判物



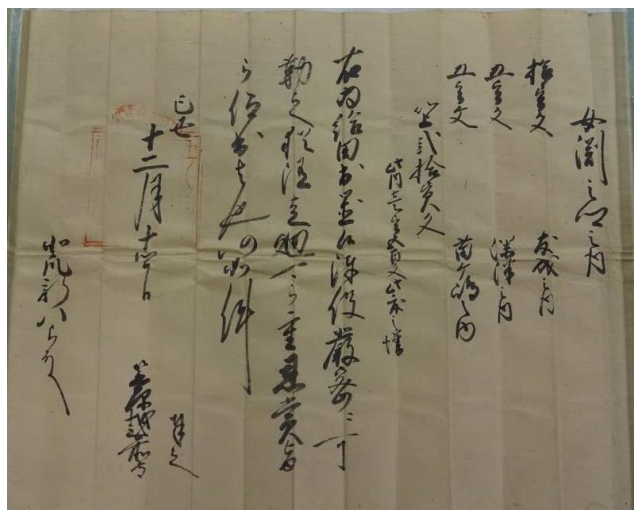
②長尾顕長判物



③北条氏邦感状



④北条家朱印状



⑤北条家朱印状

3 ミツ和遺跡出土木簡（有形文化財・考古資料）

川口市

川口市ミツ和遺跡において出土した木簡4点と、その関連資料52点で構成される。

4点の木簡は、いずれも記録簿であり、具体的な年号「仁寿元年（851年）」や地名「小湊村」が記され、古代の利息付き貸借制度である出挙の実態や、労働の際の稲の支給の実態が分かる。最大の特徴は、木簡が大型の曲物の底板材から転用されており、さらに火鑽板に再利用され、そして最終的に補強材として井戸枠に差し込まれていたことである。関連資料52点は、木簡とともに井戸を構成する井戸枠と補強材、また井戸の埋め土中から出土した須恵器及び土師器である。

- ・ 本県における古代の村落形成、行政、租税、産業、生活文化などを多岐にわたり知ることができる極めて貴重な木簡資料である。
- ・ 附の資料は、木簡を取り巻く一連のリサイクルの最後の姿を現し、文字資料と考古資料の関係性が分かる好資料といえる。
- ・ 古代の木簡の使用から廃棄までの過程や、木製品の再利用の実態を示す類いまれな遺物である。



第 1 号木簡



井戸跡出土状況